**アメリカにおけるプロモーションイベント開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領**

**１　公募の趣旨**

　　　山形市では、持続可能なまちづくりを進めるため、観光による地域経済の活性化に取り組むこととしているが、インバウンド誘客の促進を図るため、アジアだけではなく欧米豪に対しても積極的な海外現地プロモーションを実施している。

令和６年度には、アメリカ・ロサンゼルスで開催された「Anime Expo」でプロモーションを行い、好評を得るとともに、さらなる認知度向上に向け、継続的なプロモーションの必要性を感じたところである。

　　　そのため、アメリカ・ロサンゼルスを会場にしたイベントを開催することとし、その実施事業者の選考を目的として、公募を行うものである。

**２　目的**

アメリカにおけるプロモーションイベント開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）は、本業務の実施事業者に係る優先交渉権者を選考するため、公募型プロポーザルの参加資格、手続き、審査の内容等について必要な事項を定めるものである。

なお、選考された優先交渉権者は、山形市と協議・調整を行った上で契約を締結して業務を実施するが、今後のアメリカにおけるプロモーションに係る業務の契約を約束するものではない。

**３　業務の概要**

1. 業務名

アメリカにおけるプロモーションイベント開催業務（以下、「本業務」という。）

1. 実施場所

　　　アメリカ・ロサンゼルス、山形市

1. 業務内容

アメリカにおけるプロモーションイベント開催業務委託基本仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選考された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

1. 委託期間

契約締結の日から令和７年９月３０日までとする。ただし、優先交渉権者として選考された事業者との協議・調整等により変更する場合がある。

1. 委託料

　　　上限金額を７，０００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

**４　公募型プロポーザルに関する事項**

1. 参加資格

ア　単独での参加

アメリカにおけるプロモーションイベント開催業務に係る公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」）に単独で参加する者は、次の要件を全て満たすこと。

（ア）旅行業法に基づく旅行業務取扱管理者資格を有する法人であること。

　　（イ）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

　　（ウ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われていないこと。

　　（エ）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産開始の申立てが行われていないこと。

　　（オ）山形市契約規則（昭和３９年市規則第１８号）第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている法人であり、本市の指名停止期間中でないこと。

　　（カ）山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

　　（キ）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

　　（ク）税を滞納していないことを誓約し、また、業務期間中に納付状態について調査されることに同意すること。

　　イ　共同（グループ）での参加

　　　　本プロポーザルは、効果的・効率的に業務を遂行することを重視するものであり、必要なノウハウを最大限活用するために、共同（グループ）で参加できるものとするが、その場合、以下の要件を全て満たすこと。

　　（ア）グループ内に、４⑴ア（ア）の要件を満たす法人が含まれていること。

　　（イ）４⑴ア（イ）～（ク）の参加資格を満たしていること。

　　（ウ）共同（グループ）の代表が山形市との連絡窓口となり、参加における責を負うこと。また、代表者の変更は、原則として認めない。

　　（エ）同一法人が複数の共同（グループ）参加の構成員を兼ねることはできない。

　　（オ）単独で参加する法人は、他の共同（グループ）の構成員となることはできない。

　⑵　提出を求めるもの

　　　　本業務はイベントを開催するものであるが、プロモーションにより認知度の向上を図ることが目的であり、イベント以外の企画も含めた「全体事業計画」を審査対象として提出を求める。

　　　審査対象：「全体事業計画」

ア　事業実施体制・スケジュール

（本事業の実施にあたり、現地との調整がスムーズに行われる体制が整っている、かつ効果的なスケジュールであるか。）

イ　本イベントに対する考え方

（事業の目的を理解しており、事業全体が一貫性のある内容となっているか。）

ウ　イベント全体概要

（イベント内容、山形市に関するプロモーション内容、手法および現地でのイベント周知方法等が事業目的と一致した形で明確に示されているか。）

エ　関係機関訪問・招待の実施等、ロサンゼルス市と山形市の間での持続可能な関係性構築を見据えた提案内容になっているか。

　⑶　提案に求める条件

　　　　つぎに掲げる条件を踏まえた提案とすること。

　　　ア　本業務の趣旨を十分に理解した上で提案すること。

　　　イ　全体事業計画は無理のない実現性のある内容とすること。

　　　ウ　関連法令ならびに山形市条例等を遵守した内容であること。

　　　エ　宗教活動や政治活動を目的とした内容でないこと。

　⑷　スケジュール

　　　　公募開始から契約締結までのスケジュールは、以下のとおり。なお、変更となる場合には、山形市公式ホームページにおいて周知を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日時 |
| 公募開始及び資料等の公開,質問の受付開始 | 令和７年４月１１日（金） |
| 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期限 | 令和７年４月１８日（金）午後５時 |
| 質問に対する回答 | 令和７年４月２３日（水）午後５時 |
| 参加申込受付期限及び企画提案書等の提出期限 | 令和７年４月３０日（水）午後５時 |
| 参加要件適格確認結果の通知 | 令和７年５月２日（金） |
| 審査委員会の開催（オンライン） | 令和７年５月８日（木）午後１時 |
| 審査結果通知 | 令和７年５月９日（金）以降 |
| 契約締結 | 令和７年５月中旬 |

　⑸　実施要領及び仕様書等に関する質問

　　　　本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により質問すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。なお、質問回答書を持って、実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

　　　ア　受付期間

　　　　令和７年４月１１日（金）から令和７年４月１８日（金）午後５時まで

　　　イ　質問方法

　　　　　質問書（様式１）により、受付開始期間に電子メールまたは窓口に持参すること。電子メールの場合、件名は「（質問）アメリカにおけるプロモーションイベント開催業務に係る公募型プロポーザル」とすること。

ウ　提出先

山形市商工観光部インバウンド推進室

　　　　　E-mail：inbound@city.ymagata-yamagata.lg.jp

　　　エ　回答日時

　　　　　令和７年４月２３日（水）午後５時

　　　オ　回答方法

　　　　　　山形市公式ホームページの本プロポーザル募集ページに掲載する。なお、個別には回答しない。

　⑹　参加申し込み及び参加要件の適格性の確認

　　　　本プロポーザルへの参加は、以下の方法により行う。

　　ア　申込期間　　令和７年４月１１日（金）～４月３０日（水）午後５時まで

　　イ　申込方法　　持参または郵送（郵送の場合は上記時間まで必着）

　　ウ　提出書類　（ア）参加申込書（様式２）

※共同（グループ）参加の場合は「別紙」も提出

　　　　　　　　　（イ）誓約書（様式３、様式３－１）※参加の状態に合わせて提出

　　　　　　　　　（ウ）秘密保持誓約書（様式４）

　　　　　　　　　（エ）直近３ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の原本、並びに山形市に本社・支社がある場合は、市税に滞納がないことの証明書の原本

　　　　　　　　　（オ）企画提案書（様式５）

　　エ　提出部数　（ア）～（エ）は１部、（オ）は８部（正本１部、正本の写し７部）

　　　　　　　　　ＰＤＦデータも合わせて提出すること。（提出方法は問わない。）

　　オ　提出先　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　　　　　　　　山形市商工観光部インバウンド推進室

　　カ　参加要件適格確認

　　　　上記のウで提出された書類について、参加要件の適格性が確認された者に対しては、参加要件適格確認通知書により電子メールにて通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により電子メールにて通知を行い、本プロポーザルへの参加を認めない。

　　キ　企画提案書作成上の留意事項

（ア）提出書類はＡ４用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。

　　（イ）全体事業計画は、「別紙１　全体事業計画記載事項」に沿って記載すること。また、別紙２「評価基準表」の視点に沿って具体的に記載すること。

　　（ウ）共同（グループ）で参加する場合は、業務分担について記載すること。

　⑺　プレゼンテーション

　　ア　令和７年５月８日（木）に、オンラインにより行う。プレゼンテーションにおいては、アメリカにおけるプロモーションイベント開催業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に対し、前項により提出した企画提案書に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答を行う。

　　　プレゼンテーションの時間及び詳細については、参加要件適格通知書とあわせて通知する。

　　イ　説明要領

　　（ア）参加できる人数は３名以内とし、説明は原則１名とすること。

　　（イ）時間は３０分以内（説明２０分、質疑応答１０分）とする。

　　（ウ）順番は申し込み順とする。

　　（エ）他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

⑻　審査

　　　審査委員会で審査項目を別紙２「評価基準表」に定め、評価を行う。

　　ア　失格

　　　　次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

（ア）提出した書類に虚偽の記載のあるもの。

　　 (イ)本業務に係る見積金額が７，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの

　　（ウ）時間内に提出書類が提出されなかったもの。

　　（エ）審査委員会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたものまたは接触したもの。

　　（オ）審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。

　　（カ）その他、実施要領に違反するもの。

　　イ　審査結果

　　（ア）各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位１者を、契約交渉順位１位の候補者（以下、「第１位の候補者」という。）として選定し、２番目に合計得点が高い者を契約交渉順位第２位の候補者（以下、「第２位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が２者以上いるときは、別紙２の「３　ロサンゼルス市と山形市の持続可能な関係性構築について」の評価点が高い者を上位とする。

　　（イ）審査委員の評価点の合計得点の６割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。

　　（ウ）企画提案者が１者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価店の合計得点が６割以上となった場合に限り、第１位の候補者として選定する。

　　（エ）審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

　　（オ）審査結果について、異議を申し立てることはできない。

　⑼　公募型プロポーザルに際しての留意事項

　　ア　参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。

　　イ　参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（別紙６）を届け出ること。

　　ウ　提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　　エ　提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。

　　オ　書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語または一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。

　　カ　複数の企画提案書を提出することはできない。

　　キ　提出期限後の提出書類の変更、差替えまたは再提出は認めない。ただし、山形市が補正等を求める場合を除く。

　　ク　公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。

　　ケ　選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

　　コ　単独提案と共同提案の両方への応募を行った提案者は両提案内容とも失格とする。

⑽　契約に関する基本事項

ア　契約交渉

　　　　第1位の候補者との協議が不調となったと山形市が判断した場合は、第１位の候補者との交渉を終了し、第２位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

イ　契約の締結

　　　　第１位の候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約締結する。なお、第２位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。また、受託業務内容は提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

　ウ　委託料の支払い方法は完了払いを原則とする。

　⑾　その他

　　ア　山形市は、提出された関係書類等は返却しない。

　　イ　山形市は、提出された関係書類等の秘密保持には十分配慮する。

　　ウ　山形市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

　　エ　本プロポーザルに係る提出書類については、すべて押印不要とする。

　⑿　問合せ及び書類提出先

　　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　山形市商工観光部インバウンド推進室

　　℡：０２３－６４１－１２１２（内線４２３）

　　E-mail：inbound@city.yamagata-yamagata.lg.jp